

## 局室区長が定める軽易な要望等

( 契約業務等に関する働きかけについての取扱要綱 )

「 契約業務等に関する働きかけについての取扱要綱 」において、局室区の長が軽易なものと定める要望等とは、次のようなものをいう。

手続き、事務処理、公表情報、事業内容に関する単なる問い合わせや事実確認  
会議や打合せ、ヒアリングにおける通常の事務執行の範囲内であると解される発言  
社会通念上、通常の営業活動や本市の本来業務に関する一般的なお願いの範囲内  
あり、かつ、執拗又は圧力的な要求でないもの

なお、 を除き、議員等公職者（秘書、親族、代理人を含む。）からの要望・相談等  
は、軽易なものと解されないもので、要綱の「働きかけ」に該当するものとする。

ただし、企業・団体役員等の一般的な紹介や、側溝の補修依頼等は、契約業務等とま  
では言えないので、この要綱の「働きかけ」には該当しないものとする。

神戸市が契約当事者でない場合であっても、神戸市が行う契約に関連する場合（下  
請業者の参入要請等）も働きかけに該当するものとして「契約に関連する業務」を広  
く扱うこととする。